

## 平成30年度常勤役員の年俸の額について

役員の報酬等及び費用に関する規程第4条（年俸の額）第1項の規定に基づき理事長が決定する額は次のとおりとする。ただし、60歳以上65歳未満の役員にあつては当該額に100分の85を、65歳以上の役員にあつては100分の70を乗じて得た額とする。

なお、1週間の全日を勤務しない場合には、勤務日数に応じた日数に対する割合を乗じて得た額とする。

理事長	960万円
専務理事	864万円
常務理事	816万円
理事	768万円